

平成 23 年（2011 年） 4 月 12 日

入札参加者 各位

プラント工事における機器費及び設計技術費の取扱いについて

プラント工事※1における機器費及び設計技術費について、以下のとおり取扱いますので、お知らせします。

※1 プラント工事とは、工場・施設等の主要な設備をあらかじめ製作し、現場で組立てる電気工種及び機械設備工種のうち、設計金額の積算内訳書（総括）において「機器費」が計上されている工事をいう。

- 1 最低制限価格及び低入札調査基準価格の算定
機器費及び設計技術費は直接工事費に含み計上する。
- 2 適用年月日
平成 23 年 4 月 27 日から告示する案件から適用する。

【お問合せ先】

財政局管財部契約管理課工事契約係

TEL211-2442